

大雨による災害から人や農地、農村を守りましょう

地域住民みんなで洪水被害のない美しい水路に

ゴミや刈草を水路に流さないでください

水路（排水路）には、洪水被害を防ぐだけでなく、地域の景観維持の効果もあります。

コロナ禍で清掃管理活動を簡素化して実施された集落もありますが、近年、高齢化と若者世代の自治会離れにより清掃管理参画者は減少し続けております。

また、排水路下流部では、琵琶湖から外来種の藻が侵入してきており、高温条件と富栄養化に伴う繁茂が著しく、毎年、通水障害が発生し、洪水被害の危険性が高まっております。

排水路には農業排水だけでなく、宅地からの雨水排水とともに大量のゴミ等も流れ込みます。

地域住民一人ひとりが排水路の維持管理に関心を持ち、ゴミや刈草を流さないようにし、清掃管理活動へのご協力をお願いいたします。



理事長

西 川 太 平

発刊にあたって

組合員の皆さまにおかれましては、春祭りを前後して農作業にお忙しいことと存じます。日頃は、愛西土地改良区の事業運営に、深いご理解とご支援・ご協力を頂いておりますことに対しまして、感謝とお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大による我慢の日々が続いております。長い時間の辛抱で地域社会においても、全体のモチベーションが低下しております。更に変異ウイルスの出現で終息の兆しが見えず、心配はあらゆる分野に及んでいますが、ワクチンの開発・接種が順調に進むことを願うばかりです。

今年は例年より約一週間早い桜の開花予想でありました。この桜の開花と春祭りを前後して、代掻き・田植えと農作業が始まりますので、水田への本送水を4月20日から実施いたしますが、送水の状況を「携帯電話へメール配信」しております。近年は、「一部の農家による、不適切な水管理を指摘する苦情」もいただいております。携帯電話へのメール配信登録で、適切な水管理にご協力をお願いいたします。

当改良区の最高議決機関であります「第64回通常総代会」を去る3月23日に開催し、令和2年度事業計画変更と補正予算、更に役員の補欠選任議決、また、令和3年度事業計画と一般・特別会計の予算議決など慎重にご審議の上、14議案全て提案通りのご承認を頂いたところです。

さて、一昨年より「准組合員制度導入に向けての説明会」を開催させて頂きました。4月からの運用となりますので、台帳調査を実施しております。担い手農家への農地の集積は、今後益々進むことが予測される中、「農地所有者と耕作者の権利と義務を確認していただく場面」とご理解をお願いいたします。

水土里ネット愛西では『母なる琵琶湖を守り、農業の振興と活力あるむらづくりの推進』を基本理念として、早くから農業基盤の整備を大きな柱に活動が行われてきました。農業基盤の整備に加えて、老朽化する施設の適切な維持管理は勿論、農業を中心にした多様な立場の人々が参画できる運命共同体として、地域の活動をも支援できるよう、その役割を果たしてまいりたいと考えております。

令和3年度の出発にあたり、この豊かな稲枝地域の農業・農村を次の世代へ引き継いでいくために、役員・職員が一体となって最大の努力をしてみたいと思います。引き続き皆さまのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第64回 通常総代会開催

令和3年3月23日（火）愛西土地改良区本館会議室におきまして、第64回通常総代会が開催されました。湖東農業農村振興事務所長代理 次長 西村誠様、彦根市産業部長代理 次長 高月多智男様のご臨席をいただき、議長に山内善男氏（第1選挙区・海瀬町）が選任され議案の審議に入りました。提案された議案の主な内容は次の通りです。

〈令和2年度関係〉

- ・事業計画変更、一般会計補正収支予算、繰越明許費繰越承認、賦課金の賦課徴収の時期及び方法の変更（監査報告）、役員の補欠選任議決について

〈令和3年度関係〉

- ・事業計画、一般会計・特別会計収支予算、長期借入金の借入、一時借入金の借入、役員報酬、賦課金の徴収の時期及び方法、金銭預入先金融機関、地区除外決済金賦課及び徴収方法の議決について

以上 全て原案どおり議決されました。



議長

山内 善男氏（海瀬町）



令和3年度 収支予算

一般会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目(款)	本年度予算額	科 目(款)	本年度予算額
土地改良事業収入	108,446	土地改良事業費	158,824
附帯事業収入	3,035	一般管理費	39,232
基本財産運用収入	80	負担金等	5,853
特定資産運用収入	1,849	固定資産取得支出	1,400
補助金等収入	49,607	積立金繰出支出	25,811
交付金収入	2,326	予備費	10,000
受託料収入	170		
雑収入	21,840		
借入金収入	5,000		
積立金取崩収入	35,920		
固定資産売却収入	156		
他会計繰入額	2,691		
繰越金	10,000		
収入合計	241,120	支出合計	241,120

発電事業特別会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目(款)	本年度予算額	科 目(款)	本年度予算額
附帯事業収入	5,600	発電事業費	1,650
特定資産運用収入	3	積立金繰出支出	2,283
雑収入	1,001	他会計繰出額	2,691
積立金取崩収入	20	予備費	2,000
繰越金	2,000		
収入合計	8,624	支出合計	8,624

監査結果報告

令和3年2月5日に、令和2年度運営及び下期会計監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告いたします。



令和3年3月23日 総括監事 北川 孝作

令和3年度 事業計画書

事業名	事業内容
県営経営体育成基盤整備事業（一般型） 南三ツ谷地区	測量業務 1式 実施設計業務 1式
農地耕作条件改善事業 愛西地区、愛西2地区	区画拡大工 1式 暗渠排水工 1式
農地耕作条件改善事業 上平流地区	排水路整備工 1式
団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型） 愛西地区	愛西揚水施設整備補修工 1式
水利施設管理強化事業 愛西地区	強化支援費 1式
国営造成施設管理体制整備促進事業 愛西地区	推進活動費 1式 高度化支援費 1式
P C B 廃棄物処理促進対策事業 愛西地区	P C B 処分費 1式 P C B 運搬費 1式
21世紀土地改良区創造運動事業	推進活動費 1式
小規模土地改良事業（施設整備補修）	用途廃止施設撤去工 1式 土地改良施設補修工 1式
ミニ維持管理適正化事業（緊急整備補修）	土地改良施設補修工 1式
市単独土地改良事業（施設整備補修）	土地改良施設補修工 1式
施設損傷復旧事業	土地改良施設補修工 1式
農業水利施設保全合理化事業 愛西西地区 （令和2年度繰越分）	大川幹線排水路事業計画策定 1式

～令和3年度より准組合員制度の運用を開始～

土地改良法の改正に伴い、令和3年4月より准組合員制度の運用を開始しました。所有者・耕作者の皆様には新たに整備した台帳(組合員名簿兼土地原簿・書類A)を配付し、ご確認いただいているところです。新しい台帳をもとに賦課金を徴収させていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

台帳及び申出書等をご提出いただけましたか？

・配付しました台帳(書類A)についてご確認のうえ、変更・誤りがなくても申出書等(書類B)と共に、必ずご提出いただきますようお願いいたします。

下記の点について引き続きご協力をお願いいたします。

- ・農地の賃貸借等の契約には期間が設定されていますので、必要に応じて更新等の手続きをお願いします。
- ・台帳(書類A)と申出書等(書類B)の提出後に、所有者に変更があった場合は、この広報末尾にある書類の提出をお願いいたします。
- ・耕作者が交替になる場合は土地改良区へお問合せください。

ご不明な点等、お気軽に土地改良区事務所までお問い合わせください。

(TEL0749-43-2261)

※今回の准組合員導入に際し、多くの農地で権利設定の手続きを行っていただきました。ご協力ありがとうございました。

令和3年度賦課金の徴収月別表

区分 月別		徴収金の名称	賦課 コード	賦課対象	徴収金額 (1,000㎡当り)	
第1期	7月	経常費賦課金	110	耕作	(基本単価3,000円) 暫定減額措置により 2,000円	
		施設管理費賦課金	220	所有	500円	
		愛西揚水更新事業費賦課金	230	所有	1,000円	
		曽根沼揚排水更新 事業費賦課金	<上石寺地区>	240	所有	1,000円
			<下石寺地区>	241	所有	500円
			下石寺へ一括賦課		500円	
第2期	9月	愛西揚水維持管理費賦課金	131	耕作	(基本単価3,500円) 暫定減額措置により 3,000円	
		曽根沼揚水維持管理費賦課金	140	耕作	4,000円	
		曽根沼排水維持管理費賦課金	143	耕作	400円	
		地区別事業償還賦課金		別途配布の『お願いとお知らせ』をご覧ください		
10月 3月		新海揚水維持管理費賦課金 肥田揚水維持管理費賦課金	必要経費を関係集落に徴収			
随時		地区別事業賦課金	地区毎の土地改良事業地元負担金			

賦課金の納期内完納にご協力ください!!

※口座振替納付をご指定の方は納期日前に口座の残高をご確認ください。

※休耕田・転作田にも地区内の農地である限り賦課金がかかります。

送水量には限りがあります！ ～耕作者間での取水時間の分散にご協力ください～

令和3年度の送水期間は4月20日から9月30日までです。

取水が集中する期間・時間帯は、水圧低下による用水不足が発生する恐れがあります。同じ分水工流域への送水量には限りがございます。運転計画表の裏面記載の分水工毎の送水エリアマップで確認していただき、耕作者間で協力して取水時間の分散を図り、用水不足解消にご協力をお願いします。

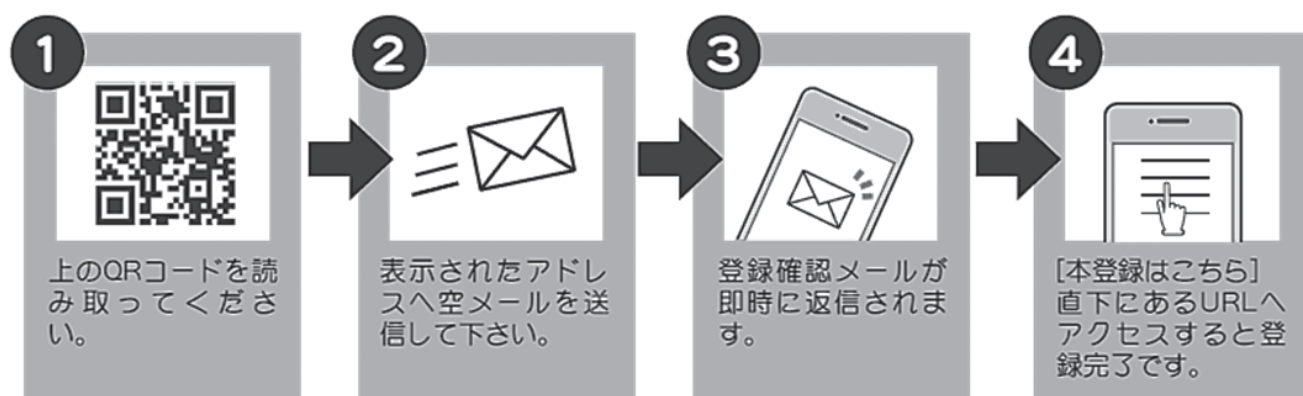
◎無効放流が無いように尻水戸の整備をお願いします。

右の写真は尻水戸から水が漏れて、排水路の水位が上昇している様子です。取水開始後は穴塞ぎが難しくなるため、入水前に尻水戸の整備の徹底をお願いします。また、水が入り次第取水を止めていただくようにお願いします。



※送水計画変更は送水情報メールにてお知らせいたしますので、必ず登録をお願いします。

〔送水情報メール登録方法〕



※QRコードが読み取れない場合は、「aisei-yousui@39mail.com」へ空メールを送信してください。
受信されない場合は、別途メール受信の設定を変更する必要があります。

上記メールが届かない(届かなくなった)場合、「迷惑メール」と誤判定されている可能性があります。
スマートフォンを利用している方は、受信専用アプリがございますので、ご活用ください。

〔39メール受信専用アプリ〕



Android



iphone



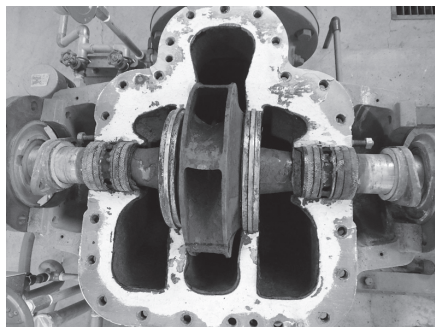
【受信専用アプリの設定方法】

1. 左下のQRコード(Android用またはiPhone用)より、アプリをダウンロードし、アプリ内の「空メール」をタップする。
2. 上記①のQRコードを読み取るか、「aisei-yousui」と入力して送信する。
3. 「本登録はこちら」をタップする。
4. アプリ内の「登録グループ」に「愛西揚水送水情報」が表示されれば登録完了です。

土地改良施設維持管理適正化事業

今堀揚水機場施設分解点検整備工事完了

石寺町約85haを受益とする今堀揚水機場は、平成12年度に県営経営体育成基盤整備事業で設置されてから20年経過し、近年揚水機能の低下が見られていたため、土地改良施設維持管理適正化事業にて、ポンプ・電動機の分解点検整備を実施しました。



ケーシング内部



スリーブ隙間測定(整備前)



整備完了後

役員の補欠選任について

令和3年3月23日開催の第64回通常総代会において、補欠選任により理事として、下記の方が就任されました。

理事 第3被選任区

田口 源太郎氏(本庄町)

土地改良事業功労者表彰

当改良区職員が下記のとおり土地改良事業功労者表彰をいただきました。

滋賀県土地改良事業団体連合会長賞

愛西土地改良区 事業課

主幹 魚住 俊介

事務局からのお願い

次のようなときは、土地改良区に届出の用紙がありますので必ず手続きをして下さい。
(ホームページ <http://midorinet-aisei.jp/> から届出の様式をダウンロードできます。)
なお、地元の役員さんにもご連絡をお願いいたします。

★所有者に変更があったとき

- 相続、贈与や売買があったときは、**末尾の書類**をご提出ください。

★耕作者が交替になったとき

- 土地改良区へお問い合わせください。

(毎年実施している土地原簿調査にて報告いただいている場合は不要です)

★住所・電話番号に変更があったとき

★土地改良区の施設を使用するとき

- 改良区が管理する施設(道路・用水路敷)を使用するときは、改良区の許可が必要です。

★農地を農地以外(宅地、駐車場等)に変更するとき

- 公共事業用地(道路・公園等)に売る・寄付する場合も手続きが必要です。

★田から畑に変更するとき

決済金を納めていた
だくことになります。

賦課金は、4月1日を基準に組合員と准組合員に賦課されます。



理事長	副理事長	事務局長		係	合議

愛西土地改良区	
受付第	号
年	月 日

組合員資格得喪通知書・准組合員加入申込書・賦課金等分担申出書

愛西土地改良区理事長様
令和 年 月 日

現（准）組合員 住所 〒 ー

氏 名 _____ (印)

新（准）組合員 住所 〒 ー

ふりがな _____

氏 名 _____ (印)

生年月日 T・S・H・西暦 年 月 日

電話番号 ー ー

*は該当するものに○をしてください 性 別 * 男 ・ 女 現（准）組合員との続柄 (売買以外) _____

1. (所有者・耕作者)* が変更になりますので、次の(イ)対象となる土地について次頁の(ロ)資格の
通り、組合員の通知または准組合員の加入申込をします。

(イ)対象となる土地

町名	字名	地番	地目	登記簿地積㎡	耕作者(※①)	(貸付地・借入地の場合のみ) 権利設定の方法／権利 *
			用途	(分耕地積)	登記名義人(所有者)	
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()

(※①)貸付している土地、借入している土地で権利設定をされていない場合は、所有者の自作地扱いとなります。

変更の原因及びその時期(その他の場合は()に原因を記入してください)

原 因 * 相続 相続人代表者決定 共有名義 売買 贈与 その他
(相続登記済) (相続未登記) 代表者決定 ()

時 期 年 月 日

変更後の賦課金交替・分担開始時期

令和 年 4月 1日

次頁もご確認ください (1/2)

切り取り線

(ロ)資格

- ・(イ)の対象となる土地が全て貸付地である所有者（登記名義人、もしくは相続人代表者、共有名義代表者。以下同様）で、他に組合員資格を有する土地のない者は准組合員。他に組合員資格を有する土地のある者は組合員。
- ・(イ)の対象となる土地の内に自作地を有する所有者、または借入地があり使用及び収益をする者（耕作者）は組合員。

2. 組合員の通知または准組合員の加入申込をするにあたり、私は、自らまたは第三者を利用して次の行為（準ずる行為を含む）を行わないことについて確約します。

- ・この土地改良区の事業を妨げる行為。
- ・法令、法令に基づいてする行政庁の処分またはこの土地改良区の定款もしくは規約に違反し、その他故意または重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行為。
- ・暴力的な要求行為。
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為。

3. (1. の(イ)対象となる土地の内に借入地のある組合員のみ)

私は、私が組合員の資格を有する借入地にかかる賦課金等について、当該土地の准組合員、または当該土地の所有権を有する組合員から、4の記載にある分担方法及び分担開始時期の申出がある場合は、その申出の通り賦課金等を分担することに同意します。

4. (1. の(イ)対象となる土地の内に貸付地のある組合員または准組合員のみ)

私は、私が所有権を有する貸付地にかかる賦課金等について、定款第36条（准組合員による申出）、または定款第39条（組合員間による申出）の規定により、毎年開催の総代会において議決された分担区分を以て、当該土地の所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員と分担することを申出します。

分担開始時期は前頁に記載の通りとします。

記入例

組合員資格得喪通知書・准組合員加入申込書・賦課金等分担申出書

愛西土地改良区理事長様

令和 〇 年 〇 月 〇 日

現（准）組合員 住所 〒 521-1147 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西 一郎 ①

新（准）組合員 住所 〒 521-1147 彦根市薩摩町337番地

ふりがな あいせいたろう

氏名 愛西 太郎 ②

生年月日 T.S.H・西暦 〇〇年 〇〇月 〇〇日

電話番号 0749 - 43 - 2261

*は該当するもの○をしてください 性別 男・女 現（准）組合員との続柄（売買以外） 子

1. (所有者) 耕作者* が変更になりますので、次の(イ)対象となる土地について次頁の(ロ)資格の通り、組合員の通知または准組合員の加入申込をします。

(イ)対象となる土地

町名	字名	地番	地目 用途	登記簿地積㎡ (分耕地積)	耕作者(※①) 登記名義人(所有者)	(貸付地・借入地の場合のみ) 権利設定の方法／権利*
薩摩	津雲	337-1	田	3,000	彦根 肇	機構・強化法・農地法3条・JA委託
			田	()	愛西 太郎	賃借権・使用貸借・()
薩摩	津雲	338-1	田	3,000	愛西 太郎	機構・強化法・農地法3条・JA委託
			田	()	愛西 太郎	賃借権・使用貸借・()
薩摩	津雲	339の内	田	2,000	土地 次郎	機構・強化法・農地法3条・JA委託
			田	(1,000)	愛西 太郎	賃借権・使用貸借・()
薩摩	津雲	339の内	田	2,000	愛西 太郎	機構・強化法・農地法3条・JA委託
			田	(1,000)	愛西 太郎	賃借権・使用貸借・()
			()	()	()	賃借権・使用貸借・()

(※①) 貸付している土地、借入している土地で権利設定をされていない場合は、所有者の自作地扱いとなります。

変更の原因及びその時期(その他の場合は()に原因を記入してください)

原因 * 相続 (相続登記済) 相続人代表者決定 共有名義 (相続未登記) 代表者決定 売買・贈与 () その他 ()

時期 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ⑦

変更後の賦課金交替・分担開始時期

令和 3 年 4 月 1 日 ⑧

次頁もご確認ください (1/2)

①現(准)組合員が亡くなっている場合、押印は不要です。

②登記名義人または耕作名義人が(准)組合員になります。登記名義人が亡くなり、相続登記をしておられない場合は、相続予定の方がご記入ください。共有名義の場合は代表者の方がご記入ください。

③該当するもの全てに○をしてください。

④()内は、1つの土地を複数人で耕作される場合にそれぞれの分耕地積をご記入ください。

⑤上段は耕作者、下段は現在の登記名義人をご記入ください。

⑥貸付・借入されている場合のみ、権利設定の方法（上段）と権利（下段）に○をしてください。

⑦変更される日（相続の場合はお亡くなりになった日）をご記入ください。

⑧新（准）組合員が賦課金の納付を開始する時期をご記入ください。

切り取り線